

審判・調停の手續

家事審判事件は、家事事件を担当する裁判官が、申立ての際に提出された書類、家庭裁判所調査官の調査結果、自ら行った審問の結果などに基づいて判断します。

その際、国民の中から徳望良識のある者として選ばれた参与員を審判に立ち合わせ、その意見を参考にすることもあります。



家事審判（模擬）

- 1.裁判官
- 2.参与員
- 3.裁判所書記官
- 4.代理人（弁護士）
- 5.当事者

一方、家事調停事件は、裁判官又は家事調停官（弁護士で5年以上その職にあり、最高裁判所から任命された人をいいます。）と国民の中から選ばれた家事調停委員2人以上によって構成される調停委員会が、当事者や関係人から、それぞれの言い分を十分に聴きながら、話し合いを行います。その上で、中立の立場から、双方の利益を公平に考慮し、適切で妥当な解決が得られるようにあつせんをします。

親権や子の監護権をめぐる紛争のある事件などにおいては、多くの場合、家庭裁判所調査官に子の監護状況等についての事実の調査が命じられます。当事者が心理的に動揺し冷静に話し合える状態にならないような場合などには、同じく家庭裁判所調査官に心理的調整が命じられることもあります。これらの調査や調整は、行動科学等の知識や技法を活用して行われます。

また、必要があれば、裁判官又は家事調停官は、医師である裁判所技官に当事者の心身の状況についての診断等を命じることがあります。

これらの諸手續の結果、話し合いがまとまれば、調停成立となります。

当事者間に合意が成立する見込みがない場合には調停不成立となり、第二事件であれば、審判手続に移ります。それ以外の調停事件は終了することになりますが、当事者が訴えを提起することにより、訴訟によって解決が可能な事件もあります（例えば、離婚などについて人事訴訟を提起することができます。）。



家事調査（模擬）

- 1.家庭裁判所調査官
- 2.当事者



家事調停（模擬）

1. 裁判官又は家事調停官
2. 家事調停委員
3. 裁判所書記官
4. 家庭裁判所調査官
5. 当事者

審判・調停の結果

審判事件の場合、審判に不服があるときは、事件の種類にもよりますが、2週間以内に不服申立てをすることにより、高等裁判所による審理を求めることもできます。

不服申立てをしないで2週間が過ぎた場合や、高等裁判所で不服申立てが認められなかった場合等には審判は確定します。

調停事件の場合、全員が合意した場合に成立しますから、不服申立ては予定されていません。

審判が確定し、又は調停が成立すると、その趣旨に応じて、戸籍の届出や金銭の支払を受けることなどができるようになります。審判や調停で定められた金銭の支払等の義務が履行されない場合には、支払等を受ける権利のある人の申出により、家庭裁判所が事情を調べた上で義務の履行を勧告あるいは命令する手続が利用できますし、強制執行の手続も利用できます。金銭の支払についての強制執行に当たっては、権利者が義務者の財産を調査し、何を差し押さえるのかを決める必要がありますが、一定の条件を満たせば、財産開示手続と第三者（金融機関等）からの情報取得手続を利用して義務者の財産状況の調査をすることができます。

ハーグ条約実施法に基づく子の返還に関する事件

日本がいわゆるハーグ条約に加盟したことに伴い、16歳未満の子が国境を越えて不法に日本へ連れ去られた場合等において、子をその常居所地国に返還することを求める子の返還申立事件が、東京家庭裁判所及び大阪家庭裁判所で取り扱われることになりました。

申立てを受けた家庭裁判所は、当事者から提出された書類、家庭裁判所調査官の調査結果、自ら行った審問の結果などに基づいて、子を常居所地国へ返還するか否かを迅速に判断します。また、当事者間に合意が成立すれば、和解や調停によって解決することもできます。家庭裁判所の判断（終局決定）に不服があるときは、2週間以内に不服申立てをすることにより、高等裁判所による審理を求めることもできます。

子の返還を命じる終局決定が確定し、又は和解や調停が成立した後、子が常居所地国へ返還されない場合には、子の返還を求める当事者からの申出により、家庭裁判所が事情を調べた上で義務の履行の勧告をする手続が利用できますし、強制執行の手続も利用できます。